

# 鳥取・賀露みなとオアシス運営者募集要項

## 1 目的

本市では、鳥取・賀露みなとオアシスを運営するにあたり、より効率的かつ効果的に地域住民の交流や観光振興に寄与する活動及び広報を実施するため、みなとオアシス運営要綱第10条に基づくみなとオアシスの運営者（以下、「運営者」といいます。）を募集します。本募集要項は、運営者の募集及び任命に必要な事項を定めるものです。

### 【鳥取・賀露みなとオアシスについて】

鳥取・賀露みなとオアシスは、鳥取港周辺のまちづくりを推進し観光振興及び地域振興を図ることを目的として「みなとオアシス運営要綱（令和5年9月国土交通省港湾局作成）」に基づき、鳥取市が設置し国土交通省港湾局が登録する施設です。

### 【鳥取・賀露みなとオアシス構成施設】

- ・とっとり賀露かっこ館（代表施設）
- ・地場産プラザ わったいな
- ・鳥取港海鮮市場 かるいち
- ・マリンピア広場
- ・賀露みなと海水浴場
- ・鳥取港ボートパーク
- ・港湾緑地（みなと公園）

## 2 募集内容

鳥取・賀露みなとオアシスにおいて、みなとオアシス運営要綱第10条に定める運営者として、構成施設と協力・連携して、次に掲げる業務を担うことができる法人等を募集します。

### （1）業務内容

みなとオアシス運営要綱第9条に基づく業務のうち、次に該当する業務。

- ① みなとオアシスの活動の企画
- ② みなとオアシスの広報
- ③ 他のみなとオアシスとの連携

### （2）業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、期間が満了する日の1か月前に、鳥取市（設置者）と運営者いずれからも、相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の書面による申し入れが行われなかった場合、さらに1年間更新することができることとします。

### （3）業務に係る経費

上記業務の実施に必要な経費は、次のとおり調達することができます。

- ①鳥取港活性化振興補助金（鳥取港活性化振興補助金交付要綱に基づき運営者に限定して支出）

※参考：令和5年度補助上限金額 582,000円（補助率10/10）

※補助対象経費等、本補助金の詳細は鳥取港活性化振興補助金交付要綱をご参照ください。

- ②その他補助金（国や県などの補助金も活用できますが、①の補助金との重複はできません。）
- ③その他自主財源（運営者が、活動を通じて事業資金を調達することを妨げるものではありませんが、収益が主目的となる事業は補助金対象外となる場合があるので事前にご相談ください）

### 3 参加資格

運営者に応募できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ①本事業を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③募集開始の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- ④募集開始の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、又は今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。
- ⑦市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ⑧宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑨鳥取市内に本店又は営業所等を有する者であること。

### 4 募集方法

#### （1）募集日程

日 程	内 容
令和5年12月18日～	募集要項等の公表
令和5年12月18日～令和6年1月10日	募集要項等に関する質問書の受付
令和6年1月12日～令和6年1月18日	参加申し込み及び企画提案書等の受付
令和6年1月19日（予定）	参加資格の確認、審査会日程の通知
令和6年1月24日（水）（予定）	審査会（プレゼンテーション）
令和6年1月下旬	選考結果の通知・公表
令和6年2月上旬	覚書締結
令和6年2月（予定）	運営者変更の届け出（国土交通省港湾局）

(2) 募集要項等の配布

鳥取市公式ウェブサイトよりダウンロードする

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

①受付期間

令和5年12月18日(月)～令和6年1月10日(水)

②受付方法

質問書(様式1)に記入の上、9に記載の担当部署宛に電子メールにより提出すること。

※メール送信した場合は、この旨を電話にて連絡すること。

③回答方法

質問者に個別に電子メールで回答。

(4) 参加申し込み及び企画提案書等の受付

①提出方法

持参または郵送

②受付期間

令和6年1月12日(金)～令和6年1月18日(木)

持参の場合－受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分

※年末年始期間(令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水))は除く

郵送の場合－受付期間内必着

③応募書類の提出場所

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市都市整備部交通政策課(5階54番窓口)

④提出書類

	提出書類	注意事項
①	参加申込書兼誓約書	様式第2号<正本1部>
②	企画提案書	様式第3号<正本1部、副本4部> ・A4サイズ(一部A3版折込み可)、長辺綴じ(向きは縦横を問わない)、片面カラー印刷とし、ページ番号を付すこと。 ・要領に基づき事業計画について提案すること。
③	収支予算計画書	様式第4号<正本1部、副本4部>
④	実施体制調書	様式第5号<正本1部、副本4部>

⑤	納税証明書	< 1部 > ・国税：納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税） ・地方税：都道府県民税及び市町村民税（法人所在地より発行されたもの） ※申請日以前3カ月以内の証明日のものであること。（写しでも可）
⑥	その他提案内容の説明に必要な資料	任意提出・自由様式< 正本1部、副本4部 >

#### （5）応募に際しての注意事項

##### ① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書の内容が、募集要項の要件を満たしていない場合
- カ 5の（1）の審査会構成委員に対して、直接、間接問わずに故意に接触を求めた場合
- キ 他の参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ク その他、審査会が不相当と認める場合

##### ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

##### ③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出できない。

##### ④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（軽微なものを除く）。

##### ⑤ 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

##### ⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

##### ⑦ その他

- ア 提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画提案書等は、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ウ 参加申込書等の提出後に辞退をする場合は、速やかに「11 担当部署」宛へ「辞退届（様式第6号）」を電子メールに添付し提出すること。  
 ※メール送信した場合は、この旨を電話にて連絡すること。

## 5 審査の方法

提出された企画提案書等の審査は、別に設置する審査会にて行う。

### (1) 審査方法

企画提案書、提案者からのプレゼンテーション、提案者への質疑応答により、評価基準等に基づいて選定する。

### (2) 評価基準

評価の基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価の観点	配点
①ビジョン	・鳥取・賀露みなとオアシスの運営にあたり将来的な活性化ビジョンが描かれているか。	5点
②企画内容	・提案された企画が本事業の目的に則しておりかつ具体性に富んでいるか。 ・魅力的な企画であり、観光振興及び地域振興を図ることができる取組となっているか。 ・鳥取港及びその周辺のまちづくりを促進する訴求力が期待できるか。 ・独自の工夫・改善内容等が積極的に提案された企画となっているか。	20点
③実現性及び実施体制	・事業実施スケジュールや予算計画は妥当で実現可能性が高いか。 ・業務実施にあたり、適切な業務体制がとられているか。 ・提案事業と同種事業の実績があるか。	15点
④自立性及び継続性	・一過性ではなく将来的に自立し、継続可能な内容となっているか。	5点
⑤地域への貢献	・地域へ貢献できる取組があるか。 ・周辺地域へ配慮した内容を含んでいるか。 ・事業実施にあたり、構成施設へ配慮し適切な連携が取れるか。	15点
合計		60点

審査は、審査委員が次の項目を評価し総合的に判断する。各項目の配点は記載のとおり。

### (3) 選定方法

各審査委員が評価基準に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も得点が高かった者を最優秀提案者とする。また、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の多数決で最優秀提案者を決定する。

なお採点にあたっては基準点を設け、審査委員全員の点数合計が108点を下回る場合は、選定の対象外とする。

## 6 審査会の実施

### (1) 開催日

令和6年1月24日（水）（予定）

（2）開催場所

鳥取市役所本庁舎

（3）実施時間

1 提案者につき25分程度（プレゼンテーション15分以内・質疑応答10分程度）とするが、提案者数によって調整を行う場合がある。

（4）留意事項

ア 開催日時、開催場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、参加資格を満たすと認められた者に対してのみ、後日、通知する。

イ プレゼンテーションの順番については、参加申込書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションへの参加者は、3名以内とする。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可するものとする。

オ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

（5）選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに該当の参加者に文書にて通知するとともに、鳥取市公式ウェブサイト上で公表する。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

## 7 留意事項

（1）契約の締結

本市は、選定された最優秀提案者と、鳥取・賀露みなとオアシスの運営を任命する覚書について協議を行い、合意を得た場合に覚書を締結することとし、覚書を締結した者を事業候補者とする。

本市はこの覚書に基づき、国土交通省港湾局へみなとオアシス運営要綱第6条に規定される登録内容変更届出書を提出し、運営者の登録を行うものとする。

なお、令和6年2月28日までに最優秀提案者と覚書が締結できなかった場合、最優秀提案者の覚書締結に関する権利を失効し、審査結果の次点の者と協議を行うものとする。

（2）業務に係る経費の調達について

国土交通省港湾局による登録を受けた運営者は、鳥取港活性化振興補助金交付要綱に基づき、業務の実施に必要な経費を本市の予算の範囲内で調達することができる。本補助金の交付を受ける場合は、交付要綱を確認の上、各年度の事業開始までに別途本市へ交付申請を行う必要がある。なお、事業内容については企画提案書に記載された内容を基本とする。

## 8 その他

（1）事業候補者又は事業者（以下「事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、事業の候補者としての決定の取り消し又は事業者との覚書を解除する。

また、決定の取り消しとなった場合は、選定結果において評価点が次に高い参加者を本事業の候補者として選定する。

① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合

② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合

- ③ 実施要領等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 事業者等が倒産し、又は解散した場合
- ⑥ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められる場合
- ⑦ 正当な理由なくして覚書の締結に応じない場合
- ⑧ その他事業者指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 9 担当部署

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市都市整備部交通政策課（鳥取市役所本庁舎5階）

TEL：0857-30-8326 FAX：0857-20-3953

電子メール：kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp